

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における新潟県新潟市の行政区域とする。面積は 7 万 2,645 ヘクタール（新潟市面積）である。

当区域のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する佐渡弥彦米山国定公園区域、新潟県自然環境保全条例に規定する新潟県自然環境保全地域、環境省が自然環境基礎調査で選定した特定植物群落、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地、森林法に規定する保安林区域、新潟県都市公園条例に規定する区域、国内希少野生動植物種の生息域については、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、当区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

～日本海側の拠点都市～

新潟市は古くから北前船の寄港地として栄え、江戸末期には函館・横浜・神戸・長崎とともに開港五港の一つに指定され、世界に開かれた港湾都市として発展を続けており、平成19年4月に本州日本海側初の政令指定都市に指定されている。

新潟空港、新潟駅からも近く、関越自動車道をはじめとする高速道路へのアクセスも容易であることから、陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの要衝となっており、その利便性の高さから流通産業の基地として重要な役割を果たしている。

新潟県における当区域のウエイトは大きく、県人口230万人のうち79万人を占めるほか、県内企業の本社や大企業の支店等が多く立地し、地域経済の中心となっている。

～特色のある産業～

国内石油産業の発祥の地である新潟市では、石油産業から派生した鉄工をはじめとした機械・金属関連産業も集積しており、大型タービンエンジンメーカーや工作機械メーカーなど世界レベルの技術力を有する企業が立地している。機械・金属加工産業で有名な燕三条地域と繋がる新潟市南区や同西蒲区でも、石油ファンヒーターのトップメーカーや自動車電装品をはじめとした機械・金属産業が盛んである。

～充実の交通インフラ～

交通アクセスについては、東京まで新幹線により最短100分で繋がっている。また、自動車産業の新たな拠点となっている東北エリアとは高速道で、以前から自動車産業や航空機産業の集積地である名古屋・中京エリア及び北九州エリアとは空路で結ばれている。名古屋便は片道約60分で日帰り商談も可能であり、技術者間交流にも最適である。新潟を中心に札幌・東京・名古屋・大阪・福岡・沖縄と全国を網羅している。

～豊富な人材と企業支援～

主な教育機関として当区域には、新潟大学や新潟県立大学など8大学と4短大、そして情報系を含めた42の専門学校があり、幅広い人材供給が可能である。また、「新潟県工業技術総合研究所」をはじめとした公立の試験研究機関が8機関と、「公益財団法人新潟市産業振興財団」や「公益財団法人いがた産業創造機構」などの産業支援機関があり、多様な企業ニーズに対応している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当区域の製造業のうち雇用者数の約37%、製造品出荷額の約27%、付加価値額の約30%が金属関連産業となっており、金属製品製造業の製造品出荷額に占める割合は、食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業に次ぐものである（平成26年工業統計調査）。大企業比率の高い、パルプ・紙・紙加工品製造業及び化学工業と異なり、当区域の金属関連産業は中小企業の集積により成り立っている。

当区域の金属関連産業について、技術的要求と設備投資要求の極めて高い航空機関連産業への参入により投資や生産性改革を促進させ、技術と生産性の高度化を図ることは、地域産業を牽引するものと考え。更に当区域は新潟県全域における製造品出荷額の 23% を占めている（平成 26 年工業統計調査）ことから、航空機関連産業による牽引事業は、当区域だけでなく新潟県全域の金属関連産業にも波及するものである。

また、当区域は卸売・小売、サービス業等が域内の雇用者数の約 47% を占めており（平成 24 年経済センサス）、地域内経済に及ぼす影響が大きい。航空機関連産業の拡大はこれまで域内には存在しない商材取扱の拡大や積極的な設備投資による関連事業への経済的波及効果をもたらすほか、新潟空港での航空産業の活用も期待できることから新たな雇用の場の確保と拠点性向上にも繋がる。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域での輸送用機械器具製造業の付加価値額増加分	29,078 百万円	32,078 百万円	9.4%

（算定根拠）

1 件あたり平均 4.8 億円の付加価値額（当区域の輸送用機械器具製造業の付加価値額の平均：平成 26 年工業統計調査）を創出する地域経済牽引事業を 5 件（1 件／年×5 年）創出し、これらの地域経済牽引事業が当区域で 1.25 倍の波及効果（新潟県の輸送用機械器具製造業の生産波及の大きさ：平成 23 年新潟県産業連関表）を与え、当区域で 30 億円の付加価値を創出することを目指す。

30 億円は、当区域の計画終了後の輸送用機械器具製造業の目標付加価値（320.7 億円）の約 9.4% である。

〔出典〕平成 26 年工業統計調査、平成 23 年新潟県産業連関表

また、K P I として、航空関連産業雇用者数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
航空関連産業雇用者数	89 人	289 人	225%

（算定根拠）

平成 29 年 3 月末時点での当区域内の航空関連産業雇用者数は、89 人であり、1 年あたり 40 人の新規雇用を 5 年間継続し、200 人の雇用を創出する。

※計画期間中毎年度末に当区域内企業に対する聞き取り調査を実施。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,700 万円（新潟県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回る見込みであること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①取引額が開始年度比で 11.5%以上増加すること。

（算定根拠）

売上増加率に準拠

②売上が開始年度比で 11.5%以上増加すること。

（算定根拠）

促進区域の製造業での製造品出荷額等の増加率を上回ること

新潟市の製造品出荷額等の増加額（１年平均）258 億円

$(1兆1,221億円(新潟市の製造品出荷額等：平成26年工業統計調査) - 1兆190億円(新潟市の製造品出荷額等：平成22年工業統計調査)) \div 1兆1,221億円 \div 4 \times 5年 = 11.49\% \approx 11.5\%$

[出典] 平成 22 年工業統計調査、平成 26 年工業統計調査

③雇用者数が開始年度比で 3%以上もしくは 1 事業所あたり 1 人以上増加すること。

（算定根拠）

促進区域の製造業での 1 事業所あたりの雇用者数の増加率・数を上回ること

新潟市の製造業での 1 事業所あたりの雇用者数の増加数（１年間）1 人/所

$(33.41人(新潟市の製造業での1事業所あたりの雇用者数：平成26年工業統計調査) - 32.69人(新潟市の製造業での1事業所あたりの雇用者数：平成22年工業統計調査)) \div 4 \times 5年 = 0.9人 \approx 1$

$1人 \div 33.41人(新潟市の1事業所あたりの雇用者数：平成26年工業統計調査) = 2.99\% \approx 3\%$

[出典] 平成 22 年工業統計調査、平成 26 年工業統計調査

④現金給与総額が開始年度比で8%以上もしくは9百万円以上増加すること。

(算定根拠)

促進区域の製造業での1事業所あたりの現金給与総額の増加率・数を上回ること

新潟市の製造業での1事業所あたりの現金給与総額の増加額(1年間)868万円/所

(1億2,144万円(新潟市の製造業での1事業所あたりの現金給与総額:平成26年工業統計調査) - 1億1,450万円(新潟市の製造業での1事業所あたりの現金給与総額:平成22年工業統計調査) ÷ 4 × 5年 = 867.5万円 ≒ 868万円 → 900万円

868万円 ÷ 1億2,144万円(新潟市の製造業での1事業所あたりの現金給与総額:平成26年工業統計調査) ≒ 7.1% → 8%

[出典]平成22年工業統計調査、平成26年工業統計調査

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

現時点では該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

当区域は、製造業の付加価値額のうち約30%が金属関連産業(平成26年工業統計調査)となっており、航空機部品製造に適した中小企業が集積した地域である。

平成22年にNIIGATA SKY PROJECTとしての事業開始以降、特殊工程の国際認証を有する航空機部品の共同工場が2工場立地し、多工程一貫受注に向けての体制が整いつつある。平成22年度以前では、航空機関連産業への従事者は皆無であったが、航空機産業関連の雇用者数(累計)は6社89人(平成28年度実績)、売上金額の総計も概ね30億円/年まで成長してきている。

また、平成28年には「航空機産業とICT活用による地域活性化計画」が国の認定を受け、地方創生交付金の活用による海外販路拡大、人材育成、設備導入支援など各種事業を実施し、継続支援できる体制をとっているが、航空機需要拡大に向けた世界的な生産体制の構築が急速に進められており、受注獲得のためには関係企業への情報発信と緊密な意見交換が重要になっている。

このような航空機産業の状況をふまえて、地域経済牽引事業の実施により、当区域での機械加工から表面処理・非破壊検査まで適応できる地域内一貫生産体制の更なる確立を図るなどにより航空機関連産業の成長ものづくり分野に取り組んでいく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

5において記載した地域の特性を活かして、航空機部品産業の集積を活用した成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当区域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

中小企業の参入障壁となる多額な設備投資と専門性の高い技術習得に対しては航空機関連産業に適した各種支援制度の充実を図っている。

①設備投資に対する支援施策

「新潟市工業振興条例助成金」による用地取得費の30%支援、投下固定資産の市固定資産税相当額3年分の助成のほか、他企業への波及効果の見込めるクラスター事業に対して大型の補助制度を検討する。

②設備導入後の継続的な支援施策

「新潟市航空機産業部品製造技術高度化支援補助金」では、航空機部品の製造技術の習得に伴う川下企業での人材研修費に係る支援や技術力評価のための部品提示に必要な部品素材購入費への支援などソフト面への支援を行う。

また、「新潟市航空機産業国際認証取得支援事業補助金」では、航空機関連産業参入に必要な国際認証の取得に対する支援も実施している。

③不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置

活発な設備投資が実施され、かつ、収益増加（付加価値増加）への取組を促すため、一定要件を課した上で、不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置に関する条例を制定する。

④地方創生関係施策

平成29年度～32年度の地方創生推進交付金を活用し、成長ものづくり分野の航空機部品産業において、設備投資支援等による事業環境整備や、製品・技術開発、販路開拓、人材育成、専門家派遣、産学官連携、事業環境PR等の支援施策を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

新潟市・新潟県が公開しているオープンデータについて、インターネット公開を進めていく。

公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の情報であって、資料として提供可能な情報は、積極的な情報提供に努めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

新潟県産業労働観光部及び新潟市経済部企業立地課において、事業者の抱える課題解決のための相談を随時受け付ける。事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、双方連携のもと速やかに担当者間連絡会議において対応協議することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

公益財団法人新潟市産業振興財団では、戦略的複合共同工場の管理・運営と併せて、設置する地域イノベーション支援センターにおいて、事業者からの要望等に対し、適切なセミナー開催や配置専門員によるアドバイスを引き続き実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度 (最終年度)
【制度の整備】		
①設備投資に対する支援施策	運用	運用 必要に応じた 改正・制度創設
②設備導入後の継続的な支援施策	運用	運用 必要に応じた 改正・制度創設
③不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置の創設	9月議会に条例提案・審議 10月施行、受付開始	運用
④地方創生関係施策	5月 地方創生推進交付金変更交付決定 6月 市議会審議 議決後事業開始	運用（平成 32 年度まで）
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①関係機関の対応	運用	運用
【その他】		
①公益財団法人新潟市産業振興財団の強化	運用 必要に応じた強化	運用 必要に応じた強化

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県が設置する公設試験場や産業支援機関、新潟市が設立した公益財団法人新潟市産業振興財団、地域の大学としての新潟大学等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、新潟市及び新潟県では、これらの支援機関の大多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①大学連携新潟協議会（国立大学法人新潟大学ほか12機関）

地域社会の発展と人材の育成に寄与するとともに、地域の産業構造が一層高度化を指向していく中で、地元企業や公設試験機関などと相互に協力して共同研究開発を行う。

また、航空機関連産業は、高度な技術、知識を有した人材を必要とすることから、将来的な人材供給に繋げるための取り組みを実施する。

②新潟県工業技術総合研究所

○技術支援（技術相談、依頼試験、機器貸付、セミナー等情報提供など）

企業の技術的な課題に対する相談や情報提供、製品開発等で必要な試験・検査・分析、試験研究機器の貸付等

○研究開発（共同研究、受託研究、調査研究など）

企業との共同研究や受託研究、成長分野への参入促進に向けた調査研究等

○起業家支援

インキュベーション施設の設置、技術・経営支援等

③公益財団法人新潟市産業振興財団

当財団の所有・管理する戦略的複合共同工場の引き継ぎの健全運営と同施設に設置する地域イノベーション推進センターによる支援を行う。

地域イノベーション推進センターにおいては、航空機産業に対する知識を有した専門人材を中心に、効率的な生産体制の構築、生産技術や品質管理の向上に資する人材育成、国際認証取得や新規受注獲得に係る支援を実施する。

④公益財団法人にいがた産業創造機構

設備投資、新規創業、新分野進出、経営革新、製品・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携等に対して、資金・情報ノウハウ・専門人材等の提供等により幅広い支援を実施する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、生活環境及び自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては生活環境の保全等に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

更に、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、新潟県県民生活・環境部環境企画課と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、新潟市では、平成29年に産業活力拠点形成に向けた企業立地プランを策定し、その具体的な取組として既存工業用地の利活用促進に向け、工場立地法に基づく緑地率を緩和する条例を制定する予定であり、規制緩和による開発の際には、周辺地域の生活環境への十分な配慮を求めていく。

加えて、積極的な廃棄物の減量・リサイクルの推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、新潟県県民生活・環境部環境企画課との調整を行ったうえで策定したものである。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

特に、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組についても推進する。

- ・地域の特性に応じた対策（事業所集中地域等における対策）

工業団地、流通団地その他事業所集中地、港湾周辺地域等における防犯対策と環境健全化のため、地域住民、警察等の関係機関と連携した防犯パトロール等を行う。

- ・防犯設備の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラ、照明の設置等。

- ・防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や、施設管理の徹底等。

- ・従業員に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等。

- ・交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等。

混雑緩和のための導流帯、右折レーンの設置等。

- ・不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際における、旅券等による就労資格の確認等。

- ・地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治会等への事前説明や意見聴取等。

- ・警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等。

- ・警察署との連携

集積区域内の道路計画、及び一般道路へのアクセス道路取付け等の整備が行われる際には、警察署との事前協議を行いながら進める。

(3) その他

①諸計画との調整方針等

本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、本計画は当該港湾計画と調和を図るものである。

②PDCA体制の整備等

新潟県・新潟市による担当者間連絡会議を開催し、情報の共有を図りながら、当計画を推進していくとともに、毎年度、KPIなど実績について新潟市議会や新潟市まち・ひと・しごと創生アドバイザー会議等に報告することで、効果検証を実施し、計画の実効性を高めていく。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

現時点では該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成34年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。